

高浜原発3・4号再稼働、事故時の避難計画等に関する質問・要望書  
と回答(口頭)[2月12日]

高島・長浜両市民の避難先である大阪市等の最終避難所は決まっています  
滋賀県をはじめ、周辺自治体の同意なしに再稼働は認められないと表明してください

## 高浜原発3・4号の再稼働に反対を表明してください

滋賀県知事 三日月 大造 様

私達は、1月29日に大阪府に、原発事故時の広域避難受け入れ計画の状況や高浜原発3・4号の再稼働に関する申し入れを行いました。大阪府は、昨年12月25日の関西広域連合の国への申し入れに沿って、再稼働にあたっては、30km圏外、大阪府も含め関西の自治体の同意が必要であると表明しました。一方、高島・長浜両市民の避難受け入れについては、避難所の確定すら出来ておらず、昨年3月の関西広域連合の広域避難ガイドライン策定後、何も具体的に進められていないことが分かりました。これでは、高島・長浜両市民の安全を守ることはできません。

また、2月3日には高島市にも申し入れを行いました。高島市は、大阪府内の避難所が決まっていないこと等について、最終避難所の確定は最低限必要だと述べられました。

高浜3・4号の再稼働に向け、原子力規制委員会は2月12日に基本設計の合格証にあたる審査書を確定しようとしています。しかし、規制委員会の審査書案では、高浜3・4号の安全性は保証されません。高浜3・4号ではプルサーマルを前提としていますが、プルサーマルには審査基準・ガイドもありません。基準がなければ審査できるはずもないのに、新規制基準に適合しているとの判断を下そうとしています。

関電と福井県知事は、地元同意の範囲は、福井県と高浜町に限ると表明しています。また、関電と京都府の安全協定改定の議論では、再稼働の同意権なしの改定が進められようとしており、京都府民は批判を強めています。

滋賀県知事は、これまで、立地並みの安全協定が必要、実効性ある防護体制や避難計画なしに再稼働は容認できないと発言されています。このような姿勢を貫き、高浜3・4号の再稼働については、滋賀県の同意が必要との旨を表明してください。

関西の1300万人が、琵琶湖を生命の水瓶として日々の暮らしを送っています。原発事故で琵琶湖が汚染されれば、関西一円は甚大な影響を被り、大阪・兵庫への避難も困難となります。琵琶湖を守るため、日々尽力されている滋賀県には、感謝と同時に、高浜原発の再稼働について、反対を表明されるよう強く求めます。

これらを踏まえ、以下の質問と要望に答えて下さい。

### 【質問事項】

1. 高島・長浜両市民の受け入れ先である大阪市等の最終避難所について

高島・長浜両市民の受け入れ先となる大阪市等の最終避難所は未だ決まっています。大阪府

は、そのことを合理化するかのように「施設の候補はあるが具体的には決めていない。避難計画の中に最終避難所まで明記する予定は無く、施設名の公表は考えていない。滋賀県の避難計画は、避難指示後7日の間に避難すればよいことになっており、最終避難所はその間に決めればよい」等と無責任にも発言しました。最終避難所が高島・長浜両市民に周知されることは、最低限必要です。

高島市は、「最終避難所まで決めるべきであり、滋賀県と大阪府で調整して決めてほしい」と述べています。

(1) 大阪府、大阪市等と具体的な相談は進んでいますか。

(回答) 今、広域連合を通して、大阪府さんと目標はそれぞれの避難所を1対1で設定すべきということはお互いに合意しています。お互い理解しています。その中で、大阪府内の各市町村の中で対策じゃないですけども、割り振り、何名の方が行くというところまではこちらから提示していますので、その何名という方々をどこの施設で受け入れるかというところは大阪府内の市町の方で定めてもらおうとこちらをお願いしているところですし、その上で、今、まずは拠点まで行くという計画を立てたというところで、被ばくを最小限にするために、滋賀県から逃れるというための広域避難計画としては、一定目的は達せられているというふうにも思っています。だからといって、相談を辞めたわけではありません。

(2) 避難所も確定していない現状では、未だ避難計画の実効性はありません。そのような認識ですか。

(回答) ですので、(2)に話が及んでしまっていますが、避難計画に実効性はありませんとされていますが、必ずしもそうは思いません。

## 2. 高島・長浜両市民が避難する避難所が危険区域にないかについて

2013年6月に災害対策基本法等が改正され(昨年4月施行)津波や土砂災害などの危険区域(「安全区域」外)に避難所を指定してはならないことになっています。しかし、兵庫県の原発事故の避難所の3割が土砂災害などの危険区域に設定されたままです<sup>1</sup>。

大阪府は「滋賀県民を受け入れる避難所で危険区域にある施設は存在するので、各市町村で対応中」との回答でした。しかし、危険区域にある避難所名を把握していませんでした。また、「事故時に危険区域の避難所に優先的に入れることはしないが、状況に応じてということになる」と状況によっては危険区域の避難所を使う可能性を否定しませんでした。

これに対して高島市は「避難区域にある避難所は変更してほしい」と述べています。

兵庫県の市町では、避難者の安全を守るため一部で見直しが始まっています。

大阪府に、危険区域にある避難所を公表し、見直しを進めるよう求めるべきではありませんか。

(回答) 今、すいません、滋賀県としては大阪府さんを通して各市町村の方に避難所を確保して

---

<sup>1</sup> 私達が兵庫県下の全市町にアンケート調査したところ、福井県と京都府からの広域避難受け入れを行う兵庫県では、41市町のうち24市町で土砂災害警戒区域などの危険区域に避難所があるとの回答でした。避難所の数では600ヶ所のうち、約3割にあたる184ヶ所もが危険区域にありました。(別紙資料)

くださいとお願いしている状況の中で、この危険区域にある避難所というものについては、大阪府内の市町村さんの方で適切に取り計らって下さいとしか私の方からは述べようがございません。私達、受け入れて下さることに勿論感謝しておりますし、その上でこういったこと心配されていることについてはよろしく願いますという立場かと捉えています。

### 3．高島・長浜両市の要援護者の広域避難について

大阪府は高島・長浜両市の要援護者の広域避難について「滋賀県から要援護者の人数についての連絡もなく、受け入れの具体化は何も出来ていない」と話しています。

一方、高島市は「高島市だけでは広域避難先の病院、福祉避難所の調整はできないので、会議の度に滋賀県にお願いしている」と述べています。

要援護者の避難計画が具体化していないのはなぜですか。

(回答)今、県内で要援護者の方の避難計画の策定作業を進めているところです。ですので、具体化していないのはなぜですかとありますけども、今作成しているところです。それだけが理由です。

### 4．関西広域連合の国への申し入れ書について

昨年12月25日に関西広域連合は、「原子力防災対策に関する申し入れ」(三日月知事も連名)をまとめ国に提出しました。申し入れ書では、UPZの区域を含む周辺自治体と事業者との立地自治体並みの安全協定締結について、政府が指導すること等、7項目を要求しています。そして、「これらが実行されないとすれば、高浜発電所の再稼働を容認できる環境にはない」としています。

高島市は「安全協定は、あくまで立地自治体並みを求めたい」と表明しています。

(1) 滋賀県としても、再稼働の同意権限を含む立地自治体並みの安全協定を求めるということでよいですか。

(回答)これはもう広域連合としての意見として要望書できたものとして私認識しています。

普段、私どもの知事が安全協定についてものを述べる時には、今、特に高浜発電所に関する安全協定って結べていません。関西電力さんと滋賀県との間で結べておらず、まずはその締結が必要不可欠であると。発電所の運転再開にあたっては防護体制をきちっとひくべきでありますし、その防護体制をひくためには関西電力さんと情報連絡体制の連携強化が必要でありますし、そのために安全協定は重要なツールの一つであるということから、必要不可欠ということにしておりまして、今安全協定について何が問題かと言うと高浜発電所に着いて協定を結ぶということ、今、問題意識を持っているという状況です。

今、立地自治体並みとかそういった部分について今滋賀県、話をする状況になく、まずは高浜発電所について結ぶということが課題となっています。

(2) 滋賀県としても、申し入れ書の7項目の実行がなされない限り、高浜3・4号の再稼働は認められないということでしょうか。

(回答)知事の方は常々、そういった安全協定の締結ですとか、実効性のある避難計画の策定に

ついて国が示してもらわないことには再稼働を容認できる環境に無いという表現を常々言ってきているところです。

#### 5．高浜3・4号の安全性問題、住民説明会について

高浜3・4号の審査書案を公表した昨年12月17日の規制委員会の会合で、市村管理官は「審査書には書かれていないが、プルサーマルはすでに許可を出しており、実施は前提になっている」とわざわざ特別に説明しました。しかし、1月13日に参議院議員会館で行われた市民と規制庁との交渉で、以下のように、プルサーマルの審査基準がないこと等、高浜3・4号の安全性が確保されていないことが明らかになりました。

- ・プルサーマルの安全性を評価するための審査基準・ガイドはない。ウラン炉心に比べてパラメータ等を厳しく設定しているとしているが、それを審査する基準がないため、安全性を確認できたとは言えない。3.11以前の許可では重大事故の審査は行われていない。
- ・使用済MOX燃料の処理の方法は決まっていないことを認めながら、MOX燃料の使用を認めるなど無責任極まりない。
- ・汚染水対策については、放水砲とシルトフェンスだけでよしとしている。他方、重大事故では大量の汚染水が原子炉格納容器に溜まることは認めながら、その処理は中長期的な対策に委ね、「方針をつくる」ことを確認しただけで、具体的な対策はない等々。

2月4日、田中原子力規制委員長は、住民説明会について「地元からの要望であれば、それに対応できるように」と自治体からの要請を前提として住民説明会を行う方針を示しました。

高島市は「国から住民に十分な説明が行われ、理解を得る必要がある。市として必ず説明を求める」と述べています。

30km圏内の京都府綾部市は、私たちが申し入れた2月5日に「地域住民に十分に説明してほしい」と説明会は必要だと述べました。同日午前に、規制委員会に住民説明会開催を求める旨を京都府に連絡したとのことでした。

原子力規制委員会に対して、高浜原発の安全性や避難計画の問題について、滋賀県や高島市・長浜市でも住民説明会を開催するように求めるべきではありませんか。

(回答)これも常々、実は知事の方から発信しています。あくまでも原子力発電所の規制は国の仕事ですし、その審査結果等については自治体や住民に対してきちんと説明するべきということは書面を持った申し入れもしているところですので、常々求めているところです。

#### 【要 望 事 項】

- 1．大阪市等では高島・長浜両市民を受け入れる最終避難所が決まっていません。危険区域にある避難所の見直しも大阪府各市町村で検討中の状況です。大阪府の避難受け入れ体制はできていません。避難計画ができていないもとの、高浜原発3・4号の再稼働を認めないでください。

(回答)今、繰り返しになりますけども、実効性のある防護体制、その中には広域の避難計画も含めて再稼働の前に確立されるべきということを常々知事は申しております。で、もちろんこのような要望が重ねてみなさまから寄せられていることについては知事の方にこの書類をお届けさせていただきますし、そのような形でお伝えいたします。

2．高浜原発3・4号の再稼働にあたっては、滋賀県の同意も必要であると表明してください。

(回答)もちろん知事は滋賀県は発電所から高浜発電所でいうとおよそ30km、状況によっては勿論被害の可能性がないとは言っていません。ですので、再稼働に当たっては、さきほど言いました安全審査を国がきちんとしたうえで国が再稼働させるべきであるし、そういったことに対する結果の説明を、滋賀県の方にもちゃんとするようにと、これも常々言っているところです。同意以前に、まずは国の方は滋賀県に対してそういう説明をしてくださいというところを言っているところです。

3．プルサーマルは危険な原発をさらに危険にします。プルサーマルの安全性を判断するための審査基準はなく、これでは安全性は評価できません。プルサーマル反対とそれを前提にしている高浜原発3・4号の再稼働に反対を表明してください。

(回答)審査基準あるなしというところを、事実関係をちょっと私も定かではないですけども、国は高浜発電所についてプルサーマルを行うということも含めて審査をしているものと認識しておりますし、それを踏まえた今回、審査書の決定、またそれ以外の安全審査を進められているものと認識しておりますし、勿論その審査を厳格にしたうえで、不十分であれば、勿論、国は認めない。

でもって、国が今度認めると言ったのであれば、プルサーマルも含めて、どのような審査の結果、認められたのかということについては説明すべきであるという考え方で、3番目の要望に対するご返事とさせていただきます。

4．高浜原発3・4号の再稼働の前に、安全性と避難計画の問題、再稼働の是非について、原子力規制委員会に住民の意見を聞く説明会を求めてください。

(回答)表現細かいことになるかもしれませんが、住民に説明することはこれまでから求めているところ、今日、何回も言っていますけれども、知事の方にこのようなご意見があったということで見えていただこうかと思います。

2015年2月10日

避難計画を案ずる関西連絡会

(連絡先団体：グリーン・アクション／原発なしで暮らしたい丹波の会／  
脱原発はりまアクション／原発防災を考える兵庫の会／美浜の会)

この件の連絡先：美浜の会 大阪市北区西天満4-3-3 星光ビル3階 TEL 06-6367-6580 FAX 06-6367-6581